

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	34 件
国民年金関係	30 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	35 件
国民年金関係	29 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年11月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から45年10月まで
② 昭和45年11月から50年12月まで

昭和45年10月に、夫が婚姻届を役場に届け出た際、私の国民年金加入手続きを行い、私の国民年金保険料を20歳までさかのぼってまとめて納付してくれた。その後は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を婦人会の役員に未納が無いようすべて納付してきたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和52年10月であることが確認され、申立期間に別の記号番号が払い出されていたことは確認できないものの、申立人は、50年8月20日付けの領収印が押されている保険料の仮領収証書を所持していることから、申立内容のとおり、45年10月に国民年金加入手続きを行っていたことが推認できる。

また、申立人の夫は申立期間を含むすべての国民年金被保険者期間が納付済みとなっていることから、申立人が自らの保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間以外の期間の国民年金保険料をすべて納付しているとともに、一部の期間は付加保険料を納付しているなど、国民年金保険料の納付意欲は高かったものと認められる

2 しかし、申立期間①については、申立人は、昭和45年8月までは厚生年

金保険に加入していた期間であることから、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできず、また、同年9月及び同年10月は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年11月から50年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年2月から同年3月までの期間及び58年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年2月から同年3月まで
② 昭和57年12月から58年6月まで
③ 昭和58年9月

私は、市役所で昭和44年度の国民年金保険料を6か月ごとに2回に分けて納付したにもかかわらず、中途半端に申立期間①が未納とされている。また、私は、海外から帰国後、昭和58年8月に市役所の支所で海外に在住していた申立期間②とその直後の同年7月の保険料を納付したが、その際に同年7月の保険料の領収書のみ受領し、申立期間②については、その支所の窓口の担当者から、「海外在住の期間については、こちらで処理しておきます。」と言われた。さらに、その後、私は、市役所の支所で2か月ごとに保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間③が未納とされている。

私は、夫の転勤が多く、頻繁に転居しており、保険料の納付場所も変更が多いことから、これまで保険料の納付記録が訂正されている。私は、国民年金に加入以来、保険料はすべて納付しているにもかかわらず、申立期間①及び③が未納で、申立期間②が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①は2か月、申立期間③は1か月と共に短期間である。

また、申立期間①及び③の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであることや、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間①及び③以外の保険料を完納していることを考え併せれば、途中の申立期間①及び③の

保険料を納付しなかったとは考え難い。

- 2 一方、申立人は、戸籍の附票によれば、申立期間②の間は、海外に在住していたことが確認でき、申立期間②については国民年金の被保険者となり得ない期間であり、申立人は、海外へ転居する前に国民年金の資格喪失届を提出したと証言していることや、社会保険庁のオンライン記録でも、申立人が昭和57年12月に国民年金の資格を喪失したことが確認できることから、申立期間②は未加入期間のため国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、海外から帰国後の昭和58年8月に、市役所の支所で申立期間②の国民年金保険料を納付したと主張しており、その場合は、申立期間②の過半は過年度納付によるほか無いが、申立期間②当時、申立人が居住していた市では、市役所の支所で過年度保険料を納付できないことが確認できることから、申立内容と合致しない。

さらに、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年2月から同年3月までの期間及び58年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 42 年 8 月まで

昭和 37 年 1 月、夫婦同時に国民年金に加入した。申立期間の保険料は、女性の集金人に自宅で元妻が夫婦二人分を納付していた。同年 11 月からは、運送会社に下請車を持ち込んで大手デパートの商品配達をしており、仕事は大変だったが収入は安定していた。有限会社を設立したので昭和 42 年 9 月からは厚生年金保険に加入したが、同年 8 月までは国民年金保険料を納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間については、申立人の国民年金保険料は未納とされているが、申立人の元妻の保険料は全額免除となっており、免除申請は世帯単位の所得で承認の可否が判断されていたため、世帯単位で保険料の免除となるのが一般的であり、申立人とその元妻の納付記録が異なるのは不自然である。

2 一方、申立人は、昭和 37 年 1 月に国民年金に加入し、申立人の元妻が集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は同年 11 月に払い出されており、国民年金の資格取得日は同年 4 月 1 日であることが確認でき、申立期間のうち同年 1 月から同年 3 月までは未加入期間であり、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間を除く期間については、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の元妻

についても未納とされていることから、申立人の保険料の納付も行われなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の元妻とは連絡が取れないことから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、申請免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月まで

国民年金保険料を納めることが勤務条件で商店に就職し、昭和 47 年 12 月から 53 年 10 月まで商店で働いていた。給料から天引きされていたことについては憶えていないが、当時経理担当だった雇用主の妻が私の加入手続をし保険料を納めていたはずで、商店で働いていた期間の途中、50 年 1 月から 51 年 3 月までの期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は年金に加入し国民年金保険料を納めることを雇用の条件として商店に就業し、申立人自身は加入手続及び保険料納付には関与していないと主張しており、雇用主の妻が加入手続をし、保険料を納めていたとすると、雇用期間中の初めの期間と終わりの期間が納付済みで、申立期間のみが未納であることは不自然である。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたとする当時の雇用主と雇用主の妻は保険料を完納していること及び、雇用主が納めていたとする申立人の保険料は、国民年金手帳記号番号の払出日である昭和 49 年 12 月からではなく、申立人を雇用した 47 年 12 月から納められているところから雇用主の国民年金保険料の高い納付意識がうかがえる。

さらに、雇用主の妻からは申立人の国民年金保険料を^{びょう}集金人に納めていたような気がするとの証言が得られ、納付していたことの信憑性は高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から50年8月までの期間及び60年5月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年7月から50年8月まで
② 昭和60年5月から61年3月まで

私の国民年金の加入手続は、両親が行い、国民年金保険料の納付は、私が父親と私の分の保険料を自治会の会長であった、当時借りていたアパートの大家に納付していた。大家は、当初、保険料を渡すと年金手帳に印を押してくれ、その後は、細長い領収書を渡される方法に変わったと思う。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人のマイクロフィルムでは、申立人が、昭和40年7月に国民年金被保険者の資格を喪失していることが確認できるものの、申立人は、厚生年金保険等に加入した形跡が無く、申立期間①は強制加入期間であることから、喪失理由は不明である。

また、申立人の別のマイクロフィルムでは、申立人が国民年金被保険者の資格を喪失しているとされている期間内の昭和42年4月に、国民年金手帳が交付されているとする記載が確認できるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人が大家に納付したと主張する国民年金保険料の金額は、申立期間当時の保険料の金額とほぼ一致しており、申立人が主張する保険料の徴収方法も、申立人が居住していた市が実施していた徴収方法と一致していることが確認できることから、申立人の主張に特段不合理な点は見当たらない。

加えて、申立期間②については、11か月と短期間であり、申立人が所持す

る国民年金手帳では、申立人が任意加入被保険者の資格を喪失したとする記載は確認できず、申立人が任意加入被保険者の資格を喪失したとされている昭和 60 年 5 月当時は、申立人の夫の職業に変更は無く、標準報酬月額からみても、申立期間②の保険料を納付できなかった状況はうかがえず、申立人が任意加入被保険者の資格を喪失する理由は見当たらない。

その上、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、被保険者種別の変更手続も適切に行っていることから、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から62年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から62年3月まで

将来のことを考え昭和55年12月に国民年金に任意加入し、付加年金にも加入した。それ以来、ずっと国民年金保険料及び付加保険料を納付してきた。62年4月に厚生年金保険に加入するまでは、国民年金及び付加年金をやめたことはなく、申立期間に国民年金保険料及び付加保険料を納付した記録がないことに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入するとともに付加年金にも加入するなど、申立期間当時は国民年金保険料の納付意欲が高かったと認められる。

また、申立期間の前後の期間を通じて、申立人の住所及びその当時の夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化が認められない申立人に、国民年金の資格を喪失させる理由は見当たらず、申立人が現在所持する年金手帳のうち、申立人が申立期間直前に任意加入した時に交付された年金手帳にも、資格喪失年月日の記載は無いことから、申立期間については、その直前までの期間と同様、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、昭和61年4月からの国民年金第3号被保険者の期間は、平成20年に特例により認められたもので、当初は第3号被保険者とはなっていなかったことから、申立人がこの期間の国民年金保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 5 月までの期間及び 3 年 6 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から平成元年 5 月まで
② 平成 3 年 6 月から同年 8 月まで

昭和 43 年ごろ、私が社会保険事務所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、妻が夫婦二人分の保険料を毎月集金人に納付していた。納付方法はよく覚えていないが、保険料額は 1 か月当たり夫婦二人分で 5,000 円余りであったと思う。

申立期間①及び②が未納とされていることに納得ができない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年ごろ、社会保険事務所で申立人夫婦の国民年金の入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を、申立人の妻が集金人に納付していたとしているところ、同社会保険事務所では、43 年当時、国民年金の加入手続を行うため誤って同社会保険事務所を訪れた者がいた場合、書類を関係市町村に転送することを行っていたと思うとともに、申立期間①及び②当時、申立人夫婦が居住していた市では、集金人による保険料の収納が行われていたことが確認でき、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①については、国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の保険料は納付済みとなっており、申立人の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間②については、3 か月と短期間であり、その直後の期間

の国民年金保険料は現年度で納付されていることが確認でき、同じく現年度で納付可能であった申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、第3号被保険者への種別変更手続を複数回適切に行っており、申立人の妻の国民年金に対する意識は高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 5 月から 61 年 3 月までの期間及び平成 3 年 6 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 5 月から 61 年 3 月まで
② 平成 3 年 6 月から同年 8 月まで

昭和 43 年ごろ、夫が社会保険事務所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、私が夫婦二人分の保険料を毎月集金人に納付していた。納付方法はよく覚えていないが、保険料額は 1 か月当たり夫婦二人分で 5,000 円余りであったと思う。

申立期間①及び②が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和 43 年ごろ、社会保険事務所で申立人夫婦の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を、申立人が集金人に納付していたとしているところ、同社会保険事務所では、43 年当時、国民年金の加入手続を行うため誤って同社会保険事務所を訪れた者がいた場合、書類を関係市町村に転送することを行っていたと思うとしているとともに、申立期間①及び②当時、申立人夫婦が居住していた市では、集金人による保険料の収納が行われていたことが確認でき、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①については、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っており、国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫の保険料は納付済みとなっており、申立人の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間②については、3 か月と短期間であり、その直後の期間の国民年金保険料は現年度で納付されていることが確認でき、同じく現年度

で納付可能であった申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

加えて、申立人は、第3号被保険者への種別変更手続を複数回適切に行っており、国民年金に対する意識は高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、平成5年3月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年4月から50年3月まで
② 平成5年3月

私の夫は、勤務先の事務所の近くの銀行又は郵便局で申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したと思う。申立期間②については、付加保険料も納付した。夫は、昭和48年ごろ、独立して事務所を開設するなど、申立期間①及び②は、経済的に余裕があったことから、保険料を納付しなかった記憶は無い。申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月に払い出されており、申立期間①の国民年金保険料は過年度納付によるほかないが、現に、申立期間①直前の48年8月から49年3月までの期間の保険料は過年度納付されており、直後の期間についても納付済みとされていることから、両期間に挟まれている申立期間①の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間②の前後の期間については、付加保険料を含めて国民年金保険料が納付済みであり、申立期間②の前後を通じて、申立人の住所や夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②についても、付加保険料を含めて保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間①は12か月、申立期間②は1か月と共に短期間であり、申立人は、申立期間①及び②を除き国民年金保険料を完納しているとともに、

付加保険料も納付するなど、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められ、平成 5 年 3 月については付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 8 月から 58 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月から 58 年 1 月まで

私は、昭和 56 年 8 月に会社を退社した際に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。国民年金保険料については、納付金額は記憶にないが、妻が市役所の支所で間違いなく納付しているので、この期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金資格取得日は、社会保険庁のオンライン記録では昭和 48 年 9 月 1 日となっているが、申立人が所持する国民年金手帳では 56 年 8 月 1 日と誤った記載となっている上、申立期間前の納付済期間に係る納付記録が、59 年 10 月 6 日に追加訂正されているなど、申立期間当時、申立人に係る行政側の記録管理が適切に行われていなかったことが認められる。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の妻が市役所の支所で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、同支所は、申立期間当時、申立人宅の近隣に実在しており、保険料の収納事務を行っていたことが確認できることから、申立人の主張は信憑性^{びよう}が高いものと考えられる。

さらに、申立人は申立期間以外の国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、一部の期間については前納を行うなど、国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 8 月から 58 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月から 58 年 1 月まで

私は、私の夫が、昭和 56 年 8 月に会社を退社し、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った際に、国民年金の資格取得手続を行った。国民年金保険料については、納付金額は記憶にないが、私が市役所の支所で間違いなく納付しているので、この期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金資格取得日は、社会保険庁のオンライン記録では昭和 48 年 9 月 1 日となっているが、申立人が所持する国民年金手帳では 56 年 8 月 1 日と誤った記載となっているなど、申立期間当時、申立人に係る行政側の記録管理が適切に行われていなかったことが認められる。

また、申立人は、申立期間当時、市役所の支所で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、同支所は、申立期間当時、申立人宅の近隣に実在しており、保険料の収納事務を行っていたことが確認できることから、申立人の主張は信憑性^{びよう}が高いものと考えられる。

さらに、申立人は申立期間以外の国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、一部の期間については前納を行うなど、国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月から 61 年 3 月まで

私は、母親に勧められて結婚したのを機に、国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を毎月、集金人に納付してきた。

また、昭和 58 年 4 月に資格が喪失したとされているが、その覚えは無く、保険料を未納にしたはずもないので、申立期間が未納及び未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、毎月、集金人に納付していたとしているところ、申立期間当時、申立人が居住していた区では、保険料を毎月集金人により収納していたことが確認できるとともに、申立人は、集金人に保険料を納付した際の状況を鮮明に記憶しており、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の前後を通じて申立人の夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の保険料を納付しなかったとは考えにくい上、申立人が、任意加入の資格を喪失する理由も見当たらないことから、昭和 58 年 4 月に資格が喪失されたとするのは不自然であり、申立人が所持する国民年金手帳にも資格喪失年月日の記載は無い。

さらに、申立人は、国民年金に任意加入した以降は、申立期間を除き保険料の未納は無く、申立人の納付意欲は高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年7月から同年9月まで

私は、申立期間当時、国民年金保険料を納付書が送られてくる都度、銀行で納めてきた。夫の転勤に併せて何度も引っ越しをしているが、忘れないように住所変更手続も行ってきた。

私は、国民年金保険料は当然支払うべき生活費として払ってきた。申立期間当時、国民年金手帳の再交付手続をしているにもかかわらず、保険料を納付しなかったはずがなく、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料を未納とされている期間は、1回、かつ、3か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間以外の国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みとなっていることから、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、前後を通じて申立人の夫の仕事に変更はなく、生活状況に特段大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は申立人の夫の転勤による引っ越しの都度、適正に住所変更手続を行うとともに、申立期間当時、国民年金手帳の再交付手続をしていることが確認できることから、国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立期間当時、申立人の夫の標準報酬月額は当時の最高等級に近いことから、国民年金保険料を納付する資力は十分であったものと推認できるとともに、申立人が納付したとする保険料額と、実際に納付した場合の保

険料額はおおむね一致しており、申立内容に特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 1244

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 39 年 2 月まで

私は、昭和 36 年に国民年金加入手続を行った。昔のことであるため、保険料を実際に納付していた妻の記憶には不鮮明なところがあるが、納付方法は区役所や集金人への納付であったように思う。私は、申立期間以前の 36 年頃より、会社に勤務し、この会社は昭和 39 年 3 月から厚生年金保険に加入した。44 年に独立し事業を始めるまで、私は同社に勤務しており収入も安定していたので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 3 月から 44 年 11 月まで厚生年金保険に加入していたが、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和 40 年度の印紙検認記録頁に昭和 40 年 4 月から同年 9 月までの期間に検認印が押され、後に取り消されている形跡が確認でき、厚生年金保険の加入期間中にもかかわらず国民年金保険料を納付しようとしたと推認されることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められ、この時点において申立期間の保険料をさかのぼって納付した可能性が高いと考えられる。

また、申立期間は、11 か月と短期間であり、申立期間当時、申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1245

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から45年3月まで

私は、昭和39年3月に国民年金に任意加入し40年4月から保険料を納付している。申立期間には集金人が保険料を徴収しており、3か月ごとに納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を集金人に納付していたと主張しているところ、申立人の居住していた区では昭和37年4月から集金人制度が存在していたことが確認できる。

また、申立期間は6か月と短期間であり、申立期間当時、申立人及び申立人夫の住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間を除き昭和40年4月以降はすべて保険料を納付済みであることから、申立人の納付意欲の高さがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

私が、昭和 36 年 8 月に長女の出生届を提出するため市役所に行った時に、職員から国民年金に加入することを勧められた。その際、同年 4 月から同年 8 月までの私と妻二人分の保険料を納付した。納付した保険料額は覚えていない。

その後は、私か妻のいずれかが集金人に保険料を納付していた。集金人は、年金手帳にスタンプを押して、印紙を貼っていた。毎月納付していたのか、何か月かまとめて納付していたのか覚えていないが、保険料は 200 円くらいだったと思う。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 8 月に長女の出生届を提出するため市役所に行った時に、職員から国民年金に加入することを勧められ、加入手続を行い、その際、同年 4 月から同年 8 月までの申立人とその妻の二人分の国民年金保険料を納付し、その後は、集金人に保険料を納付していたとしているところ、申立期間当時、申立人夫婦が居住していた市では、少なくとも 37 年 10 月時点では既に、集金人による保険料の収納が行われていたことが確認できるとともに、加入手続の経緯及び保険料の納付方法などについての申立人の記憶は詳細かつ具体的であり、申立内容は基本的に信用できる。

また、昭和 40 年ごろから、申立人夫婦宅の近隣に住んでいたとしている申立人の義弟は、当時、申立人夫婦が集金人に国民年金保険料を納付していたことを、申立人夫婦から聞いていたと証言している。

さらに、申立人は、申立期間を除いて、国民年金保険料の未納期間は無く、昭和 57 年 4 月から平成 8 年 9 月までの期間及び 12 年 4 月から 13 年 9 月までの期間について保険料を前納しているとともに、これらの期間のうち 3 年 8 月から 8 年 9 月までの期間については、国民年金基金に加入していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 1247

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

私の夫が、昭和 36 年 8 月に長女の出生届を提出するため市役所に行った時に、職員から国民年金に加入することを勧められた。その際、夫が同年 4 月から同年 8 月までの夫と私の二人分の保険料を納付した。納付した保険料額を夫は覚えていない。

その後は、私か夫のいずれかが集金人に保険料を納付していた。集金人は、年金手帳にスタンプを押して、印紙を貼っていた。毎月納付していたのか、何か月かまとめて納付していたのか覚えていないが、保険料は 200 円くらいだったと思う。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和 36 年 8 月に長女の出生届を提出するため市役所に行った時に、職員から国民年金に加入することを勧められ、加入手続きを行い、その際、同年 4 月から同年 8 月までの申立人とその夫の二人分の国民年金保険料を納付し、その後は、集金人に保険料を納付していたとしているところ、申立期間当時、申立人夫婦が居住していた市では、少なくとも昭和 37 年 10 月時点では既に、集金人による保険料の収納が行われていたことが確認できるとともに、加入手続きの経緯及び保険料の納付方法などについての申立人の記憶は詳細かつ具体的であり、申立内容は基本的に信用できる。

また、昭和 40 年ごろから、申立人夫婦宅の近隣に住んでいたとしている申立人の義弟は、当時、申立人夫婦が集金人に国民年金保険料を納付していたことを、申立人夫婦から聞いていたと証言している。

さらに、申立人は、申立期間を除いて、国民年金保険料の未納期間は無く、

昭和 57 年 4 月から平成 11 年 7 月までの期間及び 12 年 4 月から 16 年 7 月までの期間について保険料を前納しているとともに、これらの期間のうち 3 年 8 月から 11 年 7 月までの期間については、国民年金基金に加入していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

私の 21 歳の誕生日前の昭和 36 年 4 月ごろに、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、41 年 5 月に結婚するまでは母親が保険料を納付し、結婚後は年金手帳を渡され、私が夫と二人分の保険料を納付してきた。保険料は集金人に納付していたと思うが、区の窓口又は銀行で納付した覚えもある。納付した保険料額は、12 か月分で 5,000 円程度だと思う。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたとしているところ、申立人が居住している市では、申立期間当時から集金人による保険料の収納が行われていたことが確認できるとともに、申立人が納付したと記憶している 12 か月分の金額は、当時の保険料年額とほぼ一致しており、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて申立人及びその夫の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から42年3月まで
② 昭和46年4月から47年3月まで

私は、大学卒業後の昭和40年4月に、市で国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を市で納付してきたと思う。41年5月に結婚してからは、妻が夫婦二人分の保険料を納付してきた。

また、昭和44年4月に引っ越してからも、申立期間②を含めて妻が夫婦二人分の保険料を納付してきた。妻は、保険料を集金人に納付していたと思うが、区の窓口又は銀行で納付した覚えもあり、納付した保険料額は、12か月分で5,000円程度だと思っている。

申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、その妻が申立期間②の国民年金保険料を集金人に納付していたと思うとしているところ、申立人が居住している市では、申立期間②当時から集金人による保険料の収納が行われていたことが確認できるとともに、申立人の妻が納付したと記憶している12か月分の金額は、当時の保険料年額とほぼ一致しており、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間②の前後を通じて申立人及びその妻の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間①及び②を除き国民年金保険料をすべて納

付しており、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

- 2 一方、申立期間①については、申立人は、大学卒業後の昭和 40 年 4 月に、市で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を市で納付してきたと思うとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、44 年 5 月ごろに払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①の保険料は時効により納付することができず、国民年金手帳記号番号払出簿を調査した結果においても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

また、申立期間①の国民年金保険料の納付についての申立人の記憶は曖昧であり、途中から申立人の保険料も一緒に納付していたとする申立人の妻も、納付方法や保険料額に関する記憶は定かでなく、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月及び同年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から47年3月まで

私は、自宅に来た集金人に申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。私は、一度も保険料を納付しなかったことはなく、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間当時、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、納付したとする金額は当時の保険料額と一致していることや、申立人の夫は、申立期間のうち、昭和46年4月及び同年10月から47年3月までの期間の保険料が納付済みとされていることを考え併せれば、申立人のみが当該期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は、国民年金に任意加入するとともに、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料を完納しており、納付意欲は高かったものと考えられる。

2 一方、申立期間のうち、昭和46年2月から同年3月までの期間及び同年5月から同年9月までの期間については、申立人の夫の国民年金保険料も未納とされていることから、申立人が当該期間までも保険料を納付していたと推認することはできない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月及び同年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から53年3月まで

私は、昭和53年4月に夫婦で国民年金に加入し国民年金保険料を訪問してきた集金人に納付していた。申立期間の国民年金保険料については、集金人からさかのぼって納付できると聞き夫婦二人分を納付した。しかし、社会保険事務所の保険料納付記録では、夫は納付済みとなっているにもかかわらず、私だけが未納とされており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立期間当時、申立人の居住地において国民年金保険料の徴収を委託されていた組合の資料を見ると、申立期間後の保険料は夫婦が同一日に納付していたことが確認でき、申立人夫婦は基本的に夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は夫婦二人分を一括して納付したと主張しており、夫の保険料は第3回の特例納付実施期間中に特例納付により納付済みとなっていることが確認できることから、申立人の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の特例納付に要する保険料額とほぼ一致するとともに、申立人の義妹及び知人は、申立人が申立期間当時の国民年金保険料を夫婦二人分まとめて納付してきたと話しているのを聞いたことがある旨証言している。

加えて、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料をすべて納付しており、60歳以降も任意加入するなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられ

る。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの期間及び平成9年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで
② 平成9年4月から同年12月まで

私は、社会保険事務所で年金記録の確認をしたところ、申立期間の国民年金保険料が未納になっているとの回答を受けた。保険料は私の妻が納付していたが、妻は几帳面な性格で未納期間が無いように納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の前後を通じて、申立人及びその妻の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

また、実際に保険料を納付していたとされる申立人の妻は、集金人に納付した記憶があるとしているところ、申立期間当時、申立人が居住していた地区では集金人制度が存在していたことが確認できる。

さらに、申立期間②については、申立人が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていたことが推認され、平成11年3月11日付けで過年度納付書が社会保険事務所において作成されていることが確認できることから、申立人が過年度納付により、保険料を納付していたとして特段不合理な点は認められない。

加えて、申立期間は合計12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間について、すべて保険料を納付しているとともに、昭和58年6月から平成元年4月まで付加保険料を納付しており、保険料の納

付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から同年 11 月まで

昭和 36 年 1 月頃、私が家事手伝いとして住み込みで働いていた会社社長宅で社長の奥様が、当時訪ねてきた市の職員に私の国民年金の加入手続きを行い、保険料についても当初は 100 円くらいだったと記憶しているが、私の給与から天引きし、奥様が集金人に納付していた。

社長の奥様はしっかりした方で、保険料の納付は、私が結婚のため退職した昭和 36 年 11 月まで続いていたはずで、昭和 36 年 4 月から同年 6 月まで納付済みであるのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付に直接関与した勤務先の社長夫人は既に他界しており、当時の具体的な状況は確認することができないが、申立人の主張するとおり昭和 36 年 4 月から同年 6 月までの保険料は納付済みとなっている。

また、同期間は申立人からの社会保険庁への調査申立てにより、平成 20 年 1 月に社会保険事務所において納付済みに訂正されており、これまで行政側において記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が居住していた市では、昭和 36 年 4 月当時の国民年金保険料徴収開始時期から集金人制度が始まっていたこと及び集金人が国民年金の加入手続きを行っていたことが確認でき、申立人の主張は基本的に信用できる。

加えて、国民年金の制度発足時から加入していることから年金に関する意識は高かったものと推察される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から44年3月までの期間及び同年10月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から44年3月まで
② 昭和44年10月から45年3月まで

私は、昭和41年12月に結婚し住居を移転したが、移転後の国民年金保険料は3か月ごとに自宅に訪問してきた集金人に納付していた。申立期間①及び②の国民年金保険料については滞納していたが、社会保険事務所から納付書が送付されてきたので、郵便局で納付したのに、未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、合計15か月と比較的短期間である。

申立人は、結婚後も国民年金に任意加入し、被保険者の種別変更手続も適正に行っていることなどから、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

また、申立期間①及び②の前後を通じて申立人及びその夫に転居や転職等、生活状況に大きな変化は無いことから、それぞれ途中の申立期間が未納となっているのは不自然である。

さらに、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳からは、申立期間①及び②の納付書が発行されていたことが確認できる上、申立人が納付したとする郵便局は当時も存在しており、申立人の主張と一致することから、申立内容には信憑性^{びよう}が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月及び同年 3 月

国民年金については、昭和 52 年頃にサラリーマンの妻が任意加入できることを知り、夫が市役所で加入手続を行い国民年金の資格を取得した。その後は、忘れずに銀行窓口で付加保険料を含めて納付していたはずなのに、未納となっているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除いて付加保険料を含めて国民年金保険料を納付している上、昭和 61 年 4 月の制度改正時において、第 3 号被保険者該当届についても適切に届出をしていることから、国民年金への意識及び国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は当時の納付場所である銀行窓口の状況等具体的に記憶しており、その主張は信憑性^{びよう}が高いと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から4年3月まで

私は、国民年金の加入手続や保険料額のことはよく覚えていないが、納付書が送られてきたので、母親に勧められたこともあり申立期間の8か月分の保険料を一括して銀行で納付した。3枚綴りの納付書であったこと、銀行の窓口で対応した職員のことやかけられた言葉などを今でもはっきり覚えている。保険料は学生時代にコツコツ貯めた貯金から納付したもので、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を3枚綴りの納付書により銀行でまとめて納付したとしているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市では、申立人が主張しているような納付書が使用されていたのではないかとしているとともに、申立人の主張する銀行の支店が申立期間当時、保険料の収納を行っていたことが確認でき、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を銀行で納付した際の、窓口職員の年格好や、その時にかけられた言葉などを鮮明に記憶しているとともに、申立期間については銀行で、その後の納付済期間については郵便局等で保険料を納付したとしており、事実、申立期間より後の平成7年4月から同年9月までの国民年金保険料を郵便局等で納付したことが確認でき、その時の保険料の納付と申立期間の保険料の納付の記憶を混同しているとは見受けられない。

さらに、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料の負担についての申

立人との会話を記憶しており、申立人の弟も、申立人は、申立期間当時、地道に貯めた貯金を所持しており、資力が十分にあったと証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から47年3月まで

私は、昭和45年9月末で銀行を退職し、その後、48年5月に再就職したが、その間、私には収入が無かったため、両親が私を国民年金に加入させて保険料を納付してくれていた。一歳年上の私の姉は、20歳から国民年金に加入し、結婚するまでの保険料はすべて両親が納付していた。両親及び姉の保険料はすべて納付済みとなっているのに、私だけ保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、収入が無かったため、申立人の両親が国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、申立人の両親は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から保険料を完納しているとともに、申立人と同様に両親が保険料を納付していたとする申立人の姉についても20歳から国民年金に加入し保険料を完納していることから、申立人の両親は、家族に対する国民年金保険料の納付意識が極めて高かったものと考えられ、申立人の申立期間のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和47年7月時点において、国民年金保険料の過年度納付が可能な期間であるとともに、申立期間についての保険料月額は、現に納付済みとなっている昭和47年度分の保険料月額より安価であることから、申立期間が未納とされていることは不自然である。

さらに、国民年金保険料の年度途中の未納記録や、還付記録が見られるが、特殊台帳が保存されておらず、行政側の記録管理が適切に行われていなかった

た可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月及び同年3月

私が、10か月分の国民年金保険料の未納記録の確認を社会保険事務所にしたところ、昭和43年4月及び同年5月の保険料については国民年金手帳に検認印があり、49年10月から50年3月までは保険料の領収書を所持していたため記録の訂正が行われたが、残った2か月が未納となってしまった。保険料の納付金額の記憶はないが、当時、夫が郵便局で納付しており申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後すぐに国民年金の手続を行った記憶があるとしており、事実、社会保険庁の記録に厚生年金保険と国民年金の重複による還付記録があり、申立人は当時、厚生年金保険の被保険者ではあったが、婚姻日前から国民年金保険料も納付をしていたことが確認でき、申立人の国民年金手帳には婚姻日で任意加入者としての種別変更の記録が記載されていることから、申立人が会社を退職後、申立人の夫が国民年金の加入手続を行い、保険料を郵便局に納付したとする主張に矛盾はなく、基本的に信用できる。

また、申立人の申立期間は、当初10か月の申立期間であったが、昭和43年4月及び同年5月の期間は申立人の国民年金手帳に検認印が押され、社会保険庁の特殊台帳及び市の被保険者名簿においても納付済みとなっている上、49年10月から50年3月までの期間は申立人が所持していた保険料の領収書と市の被保険者名簿から納付記録の訂正が行われており、行政側の記録管理に不適切な事務処理があったことがうかがえる。

さらに、申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 8 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 8 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

申立期間①を含む昭和 57 年度の国民年金保険料は、銀行などで納付していたが、同年度の納付記録は、当初、未納とされていたものを、昭和 57 年 4 月から同年 7 月までの領収書が見つかったため、納付済みに訂正されたが、申立期間①の領収書は見当たらず、未納とされている。しかし、納付書が送付されてきたら必ず納付していた。

また、申立期間②は未加入となっているが、その覚えは無く、納付書が送られてきたら必ず納付していたはずである。私の知らないところで未加入とされたのであるから、納付の機会を奪われてしまったとも考えられる。

申立期間①及び②の保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、その直前の期間である昭和 57 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料は、当初未納とされていたが、その後、領収書が見つかったことから納付済みと記録訂正されていることが確認でき、その直後の申立期間①の納付記録にも誤りがある可能性が高い。

2 一方、申立期間②については、申立人の国民年金手帳には、任意加入の資格喪失年月日として昭和 58 年 4 月 19 日の記載があり、行政側の記録と一致している上、資格喪失後に国民年金保険料が納付された場合、当該保険料は還付されているはずであるが、その記録も認められない。

また、申立人は、任意加入の資格喪失手続を行った記憶は無いとしてい

るが、資格喪失とされた場合、申立人に納付書は送付されていなかったはずであり、納付書が無いにもかかわらず3年に渡り国民年金保険料を納付し続けるのは不自然である上、この点の申立人の記憶も曖昧であることから、申立期間②について、保険料の納付が行われたとは考えにくい。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年8月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 1260

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 3 月に国民年金の任意加入手続を行い、その後は国民年金保険料を納付し続けている。任意加入後に資格の喪失手続を行った記憶は無く、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後に、国民年金保険料の納付書の送付について、市役所へ問い合わせた際の市職員とのやりとり、申立期間の保険料の納付方法などを鮮明に記憶しており、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人が所持する国民年金手帳によると、国民年金の資格喪失日が昭和 60 年 5 月 31 日とされているが、申立人は、資格喪失の手続を行った記憶は無いと述べているとともに、申立期間の前後を通じて、申立人及び夫の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が、申立期間に任意加入の資格を喪失させる理由も無く、申立期間が国民年金の未加入期間で、保険料を納付していないとされているのは不自然である。

さらに、申立期間は 11 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金に任意加入後は、第 3 号被保険者の資格を取得するまでの間、申立期間を除き国民年金保険料を完納しており、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 31 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、32 年 9 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間における厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 31 年 5 月から同年 9 月までは 1 万円、同年 10 月から 32 年 8 月までは 1 万 2,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月 1 日から 32 年 9 月 1 日まで
② 昭和 35 年ごろから 40 年ごろまで

昭和 31 年 5 月から 32 年 9 月 1 日まで及び昭和 35 年ごろから 40 年ごろまで、A 組合及び事業主が同じである B 社で勤務していた期間の厚生年金保険の加入期間が欠落しているので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

調査の過程で、社会保険事務所の保管する A 組合の事業所別被保険者名簿から、生年が異なるものの申立人と同姓同名の、昭和 31 年 5 月 1 日から 32 年 9 月 1 日までの期間についての基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できるが、申立期間①に同組合に勤務していた者の証言等から、この記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、A 組合の事業主は、申立人が昭和 31 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、32 年 9 月 1 日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

一方、申立期間②については、申立人は昭和 36 年 4 月 1 日から現在に至るまで国民健康保険に加入し、また、37 年 9 月から平成 6 年 2 月まで国民年金保険料を納付しており、申立人が、厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料は無く、厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

さらに、社会保険事務所の保管する申立期間②の事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、同名簿の整理番号に欠番も無いことから、申立人が申立期間②において、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立期間①の標準報酬月額は、上記の社会保険事務所の記録から、昭和 31 年 5 月から同年 9 月までの標準報酬月額については 1 万円、同年 10 月から 32 年 8 月までは 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和42年8月1日から43年10月1日までの期間については、事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和42年8月1日に、資格喪失に係る記録を43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年2月から43年10月まで

昭和42年2月から43年10月まで、A事業所で自動車の登録事務に関する仕事をしてきた。私が入社前からいた高校時代の友人や入社後に呼び寄せた友人は、同社において厚生年金保険の加入記録があり、私だけ納付できないので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の証言並びに当該同僚の厚生年金保険被保険者記録により、申立人が申立てに係るA事業所に勤務し、申立期間のうち昭和42年8月1日から43年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、A事業所の事業主が、申立人は、高校時代からの友人で申立人より先に同事業所で自動車の登録事務を行っていた同僚と同じ雇用形態で雇用していたことから、申立人についても厚生年金保険に加入していたはずであると証言している。

さらに、申立人が呼び寄せて入社し、A事業所で同様の仕事をしてきたとする同僚についても厚生年金保険被保険者記録があることが確認できた。加えて、申立人が主張するA事業所の同僚の氏名と人数は、事業主の証

言とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 8 月 1 日から 43 年 10 月 1 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、申立期間のうち昭和 42 年 8 月より前の期間については、A 事業所は厚生年金保険の適用事業所では無いことが確認できる上、事業主が、同事業所は 42 年 6 月に設立された旨を証言していることから、申立人が、A 事業所の設立前から他の事業所に勤務して厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

また、昭和 42 年 8 月の標準報酬月額については、ほぼ同時期に入社し、同じ仕事内容であった同僚の標準報酬月額が 1 万 8,000 円であることから、1 万 8,000 円とするのが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 事業所は平成 19 年 6 月 30 日に全喪しており、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 42 年 8 月から 43 年 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和29年11月27日と訂正し、同年11月から30年3月までの標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年11月27日から30年4月1日まで
社会保険庁の記録では、昭和29年11月27日から30年4月1日までA社で勤務していた厚生年金保険の被保険者期間が欠落している。昭和29年11月まではBにあったC社のD工場に勤務し、同年12月にE市にあったA社の本部へ異動となった。勤務場所の異動はあったが、同じグループ組織の中で継続して働いていたため、年金の加入期間が継続していないのはおかしい。当該申立期間について、被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された職員名簿の写しから判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和29年11月27日にC社D工場から関連会社A社に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の昭和30年4月における社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の資格取得日に係る届出を社会保険事務所に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在はB社 以下同じ)における資格喪失日に係る記録を昭和24年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,700円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月26日から同年5月1日まで
社会保険庁の記録では、A社で昭和24年1月26日に資格喪失し、同年5月1日に再び資格取得したことになっているが、実際には昭和23年11月1日に入社し、31年10月19日に退職するまで継続して勤務していた。

B社の発行した在職証明書の写しを提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったB社による在籍証明書、B社から提出された経歴書及びB社の人事台帳、さらに申立期間に申立人と同時期に勤務していた元社員の「申立期間も申立人は継続して勤務していた」との証言、元社員及び申立人が元上司と述べている社員の当該事業所における厚生年金保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、2,700円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料

及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の資格取得日に係る届出を社会保険事務所に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 52 年 8 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 52 年 8 月まで

昭和 49 年 10 月頃、区の出張所において、口頭で国民年金保険料の免除の申し入れをした。書面で申請書を書いたかどうかは、はっきり覚えていないが、何かを書いたような記憶がある。

その後、区役所へ電話したところ、まだ確認をしていないとの返事で、分かったら連絡するとのことだったが、結局連絡はなかった。

免除の手続は、時間がかかるとの話を電話か窓口で聞いた記憶もあり、申し入れ時、窓口の責任者とすぐに住所変更をしなかった点について口論になった記憶もあり、免除申請の有無を確認し保険料免除を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続は一度も行ったことはなく、申立期間については、区の出張所において口頭で国民年金保険料の免除の申し入れを行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できず、申立人が国民年金に加入した形跡は無い上、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金保険料の免除申請は必要書類を添えて申請書を提出する必要があり、口頭による申し入れのみでの免除申請は認められないことから、申立人が申立期間の保険料を免除されたとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 8 月末で会社を退職した後、社会保険の無い会社に勤めたため、当時住んでいた区役所で国民年金と国民健康保険に加入した。国民年金保険料は、国民健康保険料と一緒に半年払いの口座振替で納付していたはずであり、加入当初の申立期間のみ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 8 月末で会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、61 年 6 月ごろに払い出されており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。また、申立期間の保険料を納付するためには、過年度納付することになるが、申立人は、納付書が送付された記憶が無く、過年度納付した記憶も無いとしている。

さらに、申立人は、国民年金に加入当初から半年払いの口座振替で保険料を納付してきたと主張しているが、申立期間当時には金融機関での口座振替において、半年払いの口座振替は行われていなかったことが確認でき、申立人も納付した金融機関の記憶が無いことから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできないとともに、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 9 月に、病気のため会社を退職したことにより、国民年金に加入した。同月から 62 年 3 月までの私と妻の二人分の国民年金保険料の免除申請の手続きを行い、その後、免除された保険料は、すべて追納したにもかかわらず、申立期間の保険料について、免除申請を行った記録及びその免除された保険料を追納した記録が残っていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の免除申請を行い、その後、保険料を追納したと主張しているところ、申立人は、申立期間の始期である昭和 58 年 9 月時点において、既に旧船員保険法の船員保険の被保険者期間が 15 年以上あり、同法に規定される老齢年金の受給資格要件の期間を満たしていたことから、旧国民年金法においては、国民年金の被保険者となることができないため、申立期間については、国民年金に加入することができず、保険料の免除申請及び追納を行うことはできない。

また、申立人が申立人の分と一緒に、申立期間の保険料について免除申請を行い、保険料を追納したとする申立人の妻についても、保険料が免除された記録及び保険料が追納された記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできないとともに、追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から46年12月まで

私は会社を退職後に市役所で国民年金の加入手続を行い、兄が市役所に勤務していたこともあり、市役所で国民年金保険料を納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後に市役所で国民年金の加入手続を行い、市役所で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金保険料の納付金額や納付時期などについて、申立期間当時の記憶が明確でなく、保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人に対して、申立期間の大半を占める昭和43年度から45年度までの間について毎年度未納であることから納付書が発行されている形跡があり、主張の内容とは相違しているとともに、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶は無いとしていることから申立期間の保険料については納付されたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から同年9月まで

私は、結婚後の平成7年11月又は同年12月に、区役所で国民年金の第3号被保険者の加入手続を行った。その際、結婚前に未納期間があったことを知り、その後、銀行から預金を引き出し、6年1月から7年11月までの期間の国民年金保険料を一括して納付したにもかかわらず、当該期間の一部である申立期間のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年11月ごろに払い出されていることから、その時点で、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であるとともに、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、平成7年12月25日に預金を引き出し、申立期間を含む6年1月から7年11月までの期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、申立人が区役所に提出した国民年金の資格取得届によると、申立人が8年10月11日に国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、その時点で保険料を納付することが可能な申立期間直後の6年10月から7年11月までの期間の保険料を納付していることがうかがえる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間、43 年 4 月から 44 年 3 月までの期間及び 46 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで
③ 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月に国民年金に加入し、国民年金保険料は同居先の従姉の夫が、集金に来ていた隣組の人に納付してくれたと思う。

また、結婚後は、集金人が家に来たので、国民年金保険料を集金人に納付した。申立期間②の当時は子供も幼く、ほとんど家にいたので集金人に会えないことはなかった。

申立期間の保険料はすべて納付していたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①のうち昭和 36 年 4 月から同年 9 月までは申立人の従姉の夫が国民年金保険料を集金人に納付し、結婚後は、申立人が保険料を集金人に納付したと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳をみると、社会保険庁の記録において納付済みと記録されている期間については検認印が押されているか又は領収書が添付されており、一方未納とされている申立期間についてのみ検認印が押されていないことが確認でき、納付記録と一致していることから申立期間の保険料は納付されていないと考えるのが自然である。

また、申立人は昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付を行ったとする従姉の夫は既に亡くなっていることから、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 1267

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から6年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から6年5月まで

私の母親が、平成5年4月に区役所で、私の国民年金の加入手続を行い、20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付し、その金額は、25万円から26万円くらいと聞いている。その後の国民年金保険料の納付は、私が東京に引っ越すまで母親が納付していた。

母親が、年金問題の話題があるので社会保険事務所で私の年金記録を見て、平成3年10月から6年5月までの間が未納となっていることを母親から聞き、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、国民年金の加入手続及び納付には直接関与しておらず、加入手続及び納付を行ったとする申立人の母親の記憶は明確でなく、申立人の国民年金の加入当時の状況及び納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、払出簿から平成8年7月であることが確認でき、その時点で申立期間は、時効のため保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出日の平成8年7月から起算し、納付可能であった6年6月以降の保険料を納付したと見るのが自然である。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 54 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 54 年 7 月まで

私は、結婚してからもしばらくは両親と同居していたので、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付については、母親が管理をしており、「払っておいた。」と母親がよく言っていたのを憶えている。昭和 45 年 4 月に会社を退職した時には、まだ結婚していなかったため、母親が、国民年金の加入手続を行い、保険料も納付したはずであるので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 4 月に会社を退職した後に、その母親が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も納付したと主張しているところ、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその母親も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が所持している国民年金手帳により、昭和 44 年 11 月に被保険者資格を喪失した後に被保険者資格を取得した時期は、任意加入した 54 年 8 月であることが確認でき、同手帳には、申立期間に国民年金に加入し被保険者資格を取得したとの記載は無い。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 4 月に勤務していた会社を退職し、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金に加入後は、市役所から送付された納付書により保険料をすべて納付しているにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 4 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 55 年 6 月に払い出されていることから、申立内容と合致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 55 年 6 月時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付によるほかないが、申立人は申立期間の保険料をさかのぼって納付したことは無いと述べているとともに、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 5 月から 43 年 3 月までの期間及び 44 年 4 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで

私が 20 歳の時に、母親が私の国民年金加入手続を行い、私が結婚するまで国民年金保険料を納付していたはずである。母親から国民年金の大切さは聞いていたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳の時に、申立人の母親が国民年金加入手続を行い、その後の国民年金保険料を納付していたはずであるとしているが、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金加入手続は昭和 45 年 9 月と推認され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも申立人自身は国民年金加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親も既に亡くなっていることから加入状況及び納付状況は不明である。

さらに、申立人は、申立人の姉についても、その母親が 20 歳の時から保険料を納付していたはずであるとしているが、姉も 20 歳の時に国民年金加入手続は行っておらず、申立内容と相違している。

加えて、申立人の姉の加入手続は、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、姉が 23 歳になった昭和 41 年の終わり頃と推認され、手続を行った昭和 41 年度当初から保険料を納付していることが確認でき、申立人の保険料も

加入手続きがとられた 45 年度の当初から納付されていることから、その母親が申立期間②の申立人の過年度分の保険料までも納付していた事情はうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 40 年 3 月まで

20 歳になったのをきっかけに区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、当時、住み込みで働いていた大工の親方の奥さんが集金人に納付していたはずである。

国民年金は半強制的に加入しなければならないものであり、その後についてもしっかりと納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年に区役所で国民年金の加入手続を行い、住み込み先の親方の妻が集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、加入手続を行ったとしている住居地ではなく、その後の転居した市から 41 年 3 月に払い出され、その翌月に 40 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料をまとめて納付していたことが確認できることから、その払出時期には信憑性があり、ほかに申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人には、申立期間当時の国民年金手帳に係る記憶はなく、親方の妻に渡していたとする国民年金保険料の金額、納付方法、納付頻度など具体的な記憶もない上、申立人の保険料を納付していたとする親方の妻とは連絡ができないため申立人の申立期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月から同年 9 月までの期間、62 年 1 月から同年 3 月までの期間、平成 2 年 2 月、同年 10 月から 3 年 4 月までの期間及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 8 月から同年 9 月まで
② 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで
③ 平成 2 年 2 月
④ 平成 2 年 10 月から 3 年 4 月まで
⑤ 平成 3 年 9 月

国民年金加入手続や保険料の納付については、母親がしていたため、定かではないが、自分が会社を退職する都度、母親が、国民年金への加入手続をし、申立期間の保険料についても、母親が、金融機関か区役所で納付しているはずである。領収書は保管していないが、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、申立人の母親が、申立人が会社を退職する都度、国民年金への加入手続をし、金融機関又は区役所で保険料を納付していたと主張しているが、申立人の母親に事実関係を確認したところ、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続や保険料を納付していたという証言は得られない。

また、申立人の国民年金の被保険者資格取得年月日については、平成 7 年 4 月の国民年金手帳記号番号の払い出し時に特定されたものと考えられ、同 7 年 4 月に国民年金手帳記号番号が払い出されるまでは、申立期間①から⑤の期間は未加入期間であり、国民年金保険料は納付できず、その払い出しの時点では、申立期間の保険料は時効により、納付ができない。

さらに、申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことを

うかがわせる事情も見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月まで

いつのことか覚えていないが、国民年金という制度があると聞いて、夫婦で区役所に行って国民年金加入手続を行った。その後、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の夫の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 1 月に職権適用により夫婦連番で払い出されていることから、この時点では、申立期間は夫婦共に国民年金に未加入であり、保険料が納付されていなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間の夫の保険料納付記録が納付済みであることを申立ての根拠としているが、申立人の夫に係る申立期間の国民年金保険料は、第 1 回特例納付により一括して納付されたことが確認できるものの、申立人の保険料は当該特例納付により納付されたことが確認できない上、夫婦二人分の保険料は集金人に納付していたとする申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 1274

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 12 月まで

私は、会社を退職した後、実家の兄の店を手伝っていたが、昭和 49 年 1 月に、実家に来ていた国民年金保険料の集金人に勧められて国民年金に加入した。加入手続は集金人がしてくれた。私が母親に保険料を渡し、母親が集金人に保険料を納付していたのに、保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 1 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人は、50 年 1 月に任意加入していることが確認でき、申立期間は未加入期間であるため、保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金被保険者になった日は昭和 50 年 1 月と記載されており、社会保険庁の記録と齟齬はない上、申立人が居住していた区では、集金人が加入手続を行うことはできなかったことが確認できることから、申立内容とは相違している。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親から申立期間当時の納付状況は確認することができず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から 49 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 49 年 7 月

私は、昭和 42 年 8 月に会社を退職したが、退職後間もなく自宅に集金人が来て国民年金と国民健康保険に加入するよう言われた。集金人を通じて国民年金と国民健康保険に加入したと思う。国民年金の保険料額は定かでないが、国民健康保険の保険料と合わせて自分で集金人に納付していたと思うので未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅に来た集金人から国民年金と国民健康保険の加入勧奨を受け、集金人を通じ加入手続を行い、保険料の納付を行ったと主張しているが、市では集金人が国民年金の加入手続をすること及び国民年金の保険料と国民健康保険の保険料が同じ集金人によって一緒に徴収されることはないことが確認でき、申立人の主張と相違している。

また、申立人は、申立期間において年金手帳を受け取った記憶が無く、自ら集金人に納付したとする国民年金の保険料額等は曖昧であり、納付状況は不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 5 月に払い出され、その時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号が必要となるが別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1276

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 3 月から 54 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 54 年 8 月まで

私は、昭和 46 年 3 月ごろ、区役所の支所で国民年金の加入手続を行った。国民年金に加入後は、郵便局等で国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 3 月ごろ、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 54 年 10 月に払い出されているとともに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立内容と合致しない。

また、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日が昭和 54 年 9 月 10 日とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 1277

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から58年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から58年6月まで
20歳当時、美容師をしており、父親が市の支所で国民年金の加入手続きしてくれたはずである。その後も、父親が同支所で、私と母親二人分の国民年金保険料を納付し続けていたはずであり、最初の1年間だけ保険料を納付し、その後は納付しなかったということは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、父親が市の支所で納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、父親も既に亡くなっていて事情を聴取することができないため、申立期間当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の父親が当時、申立人の母親と申立人の二人分の保険料を納付していたとしている点については、申立人の母親が申立期間当時国民年金に加入していないことが確認できることから、申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 62 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 62 年 5 月まで

申立期間については、昭和 37 年に妻が夫婦二人分の国民年金加入手続をして、それ以後、私の国民年金保険料については 62 年の 5 月まですべて保険料を集金人に納めたと妻から聞いている。妻の保険料が免除されるまでは妻が夫婦二人分の保険料を納めていたはずであり、保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、その中に免除期間を含むものであり、加入手続時から 300 か月を過ぎたところで納付をやめたと主張している時までの 25 年 2 か月の長期間に及ぶものであり、納付記録上は申立人の国民年金保険料の納付実績は 1 か月も無い。

また、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、夫婦二人の国民年金加入手続は昭和 37 年の住居異動時であると主張しているが、戸籍の附票によると住居異動は 39 年 3 月であること、及び夫婦二人分の保険料はすべて集金人に納付したと主張するところ、59 年 10 月に妻名義の最終納付書が発行された形跡があることなどから、保険料を納付したとする申立人の妻の記憶は曖昧であり、詳しい納付状況は不明である。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年 5 月に夫婦連番で払い出されたもので、申立期間当初の部分はその時点ですでに時効により納付できない期間であるとともに、申立人は払出日前の納付に関して、過年度納付及び特例納付の主張はしていない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から44年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から44年1月まで

私は、市役所において加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。金額は覚えていないが、毎年3月あるいは4月に市役所で1年分の保険料を納付していた。

国民年金手帳の昭和41年度から43年度までの国民年金印紙検認台紙が切り取られており、検認印の割印が押されていることから納付していることが明らかであり、未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間には、国民年金手帳を自ら保管し、年に一度市役所にて現金で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた市では、国民年金手帳を同市が預かっており、被保険者へは納付書を送付し、保険料の入金をもって国民年金手帳に印紙を貼付・検認していたことが確認できることから、申立内容とは相違している。

また、申立人は、国民年金手帳の印紙検認台紙が切り取られ、検認印で割印されていることが納付済みの証明であると主張しているが、印紙検認台紙の切り取りは未納の場合でも行われる規則に沿った処理であり、国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄には検認印が押されていないことから、保険料が納付されていたとはいえない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 6 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から 39 年 3 月まで

私は、20 歳のころ、大学の入学試験準備のため上京していたが、昭和 38 年 6 月に帰省した際に、母親が私の将来のことを考えて、市役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、その後は母親が自宅の近隣の郵便局で国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の母親は既に亡くなっており、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、当時の具体的な加入手続の状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が、申立期間当時に払い出されていた形跡が無く、申立人は国民年金に未加入であったことから国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は国民年金保険料を郵便局で納付していたと主張しているところ、申立期間当時は、郵便局で現年度の保険料を納付することはできなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年9月までの期間及び42年2月から47年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から40年9月まで
② 昭和42年2月から47年5月まで

私は、昭和36年ごろ、夫に勧められて、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を銀行で納付書により納付したが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろ、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人は、50年6月に国民年金に任意加入したことが確認できることから、その時点において、さかのぼって国民年金に加入することも、保険料をさかのぼって納付することもできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、銀行で納付書により保険料を納付したとしているところ、申立人が申立期間当時居住していた市では、昭和40年3月までは印紙検認方式により保険料の徴収が行われていることが確認できることから、申立期間①の大部分の期間の保険料については、申立人が主張する方法で納付することはできない。

さらに、申立人は、昭和49年以降に発行されている様式の年金手帳以外の国民年金手帳を受け取った記憶も無いと述べている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から平成 3 年 3 月まで

私の母親は、学生の国民年金のことを扱っていたテレビ番組を見て、私が 20 歳になった昭和 61 年 10 月ごろに、私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていた。

母親は、保険料をどこで、どのように、いくらぐらい納付していたのかよく覚えてないが、郵便局で納付したような気がする」と述べている。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 61 年 10 月ごろに申立人の母親が国民年金の加入手続きを行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から平成 3 年 4 月に払い出されていることが確認でき、申立人が所持している年金手帳にも被保険者資格取得日は同年 4 月 1 日となっており、申立人は同年 4 月当時、学生であったため、その時点から国民年金に強制加入したことになり、申立期間は国民年金に未加入であることから、保険料を納付することができず、かつ、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情もうかがえない。

また、申立人の母親は、学生の国民年金のことを扱っていたテレビ番組を見て申立人の国民年金の加入手続きを行ったとしているところ、そのテレビ番組は、昭和 62 年 10 月から放送が開始されたことが確認でき、その番組を見て 61 年 10 月ごろに国民年金の加入手続きを行ったとするのは不自然である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 1283

第1 委員会の結論

申立人の平成13年9月から15年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年9月から15年2月まで

私は、市役所で集合徴収により申立期間の国民年金保険料を一括して納付した。いつもは銀行で保険料を納付しているが、申立期間の保険料は市役所で納付したので鮮明に記憶しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で集合徴収により申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、申立人は、平成15年12月にA市へ転居しているが、それ以降、A市では16年1月まで集合徴収を行っておらず、仮に申立人が同月に申立期間の保険料を納付したとしても、その時点で申立期間の一部は時効により保険料が納付できない期間であり、申立内容と合致しない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月から 47 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 47 年 6 月まで

私は、昭和 43 年、同じ社宅の友人の勧めで、区役所にて国民年金の加入
手続を行い、国民年金保険料を納付した。45 年 12 月に転居してからは、
郵便局員が毎月、国民年金保険料の集金に来ていたことを覚えており、申
立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 8 月ごろ、友人の勧めで国民年金の加入手続を行い、
国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持する国民年金手
帳及び社会保険庁の記録では、申立人は、47 年 9 月に国民年金に任意加入し
たことが確認でき、申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料
を納付することはできない。

また、国民年金の加入を勧めた友人も、申立人の加入状況についての記憶
は無いとしており、加入状況は不明である。

さらに、申立人は、郵便局員が毎月、自宅に国民年金保険料の集金に来て
いたと主張しているが、申立期間当時、集金人制度は存在していたものの、
郵便局員が代行する制度はなかったことが確認できる上、申立期間当時の納
付方法は、3 か月ごととなっており、当時の状況と一致しない。

加えて、申立期間について申立人が国民年金保険料を納付していたことを
示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付してい
たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から 57 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 6 月末に会社を退職し、同年 7 月に妻が社会保険事務所で、私と妻の国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、私が、夫婦二人分をほぼ同じ日に銀行又は郵便局の窓口で納付していた。妻の分を納付し、私の分を納付しないということはありません。

申立期間について、妻の保険料がほぼ納付済みとされているにもかかわらず、私の分が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 6 月末に会社を退職し、同年 7 月に申立人の妻が社会保険事務所で、申立人とその妻の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、社会保険事務所では加入手続を行うことができない。

また、申立人の国民年金手帳には、国民年金手帳記号番号のほかに、加入手続当時、申立人が居住していた区を管轄する社会保険事務所の名称と思われる記載があるが、この社会保険事務所は、昭和 57 年 1 月に開設されていることから、52 年当時には存在せず、申立人の国民年金手帳記号番号が 58 年 4 月に払い出されていることも考慮すると、申立人の妻が、52 年 7 月に国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間以降居住していた区役所で、保険料をさかのぼって納付した記憶があると述べているが、申立人は、その納付時期、納付金額等についての記憶が定かでなく、また、納付したのは国民健康保険料であったかもしれないとも述べていることから、申立期間のうち、国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、過年度納付が可能であった期間の保険料を

納付したとも考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から47年3月まで

私は、昭和39年10月に結婚を機に、元夫の父親が市役所で国民年金の加入手続を行い、同時に結婚前に加入していた厚生年金保険の脱退手当金を受け取ったために未加入期間となった2年分の国民年金保険料をさかのぼって市役所の窓口で納付してきたと聞いた。その後は国民年金保険料の額については記憶に無いが、元夫の父親が家族4人分の保険料をまとめて集金人に納付していたはずであり、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の元夫の父親は既に死亡しており、当時の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、加入手続と同時に2年分の国民年金保険料をさかのぼって納付し、その後は家族4人分の保険料の納付を行っていたと主張しているが、市役所の窓口では過年度保険料の納付は行えず、申立人の元夫は昭和36年4月から40年3月までの保険料は未納であるとともに、申立人の元夫の父親も未加入であることが確認できることから、申立人の主張と相違している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年8月ごろに払い出されていることが確認できることから、その時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から5年3月まで

申立期間について社会保険事務所から納付の事実が確認できなかった旨の回答を受けたが、20歳当時、私は短大生で年金のことには全く関心が無く、母親から年金に加入した方がよいと勧められ、すべて母親に任せたので、母親が加入手続をしたと思う。母親も漠然とではあるが、私のために手続をして保険料を納めていたと思っている。私自身は国民年金の加入手続や、保険料納付をしていなかったが、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付を行っていたとされる申立人の母親も納付の時期、場所、納付金額及び納付方法等の記憶は曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年11月に市に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は、申立人が厚生年金保険に加入する以前の未加入期間であることから、国民年金保険料の納付はできない期間であり、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から54年5月までの期間及び58年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から54年5月まで
② 昭和58年4月から61年3月まで

私の夫は、昭和51年10月ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①については、夫が市役所で国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②については、保険料を一括して納付すると割安になることから、私が銀行で保険料を前納していた。申立期間①及び②が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、昭和51年10月ごろ、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は54年6月ごろに払い出されているとともに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立内容と合致しない。

また、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人の国民年金の資格取得日が昭和54年6月5日とされているとともに、58年4月1日には当該資格が喪失されていることから、申立期間①及び②は共に国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から8年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月から8年1月まで

私は、平成7年12月に、区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、銀行で妻の分と一緒に、納付書により申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間について、妻が納付済みで、私のみ未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年12月に、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳では、国民年金の被保険者となった日は、10年1月16日とされている。

また、社会保険庁のオンライン記録では、平成12年2月になって初めて、申立期間は国民年金の強制加入期間として登録され、申立期間当時、未加入期間であったことが確認でき、その時点では、保険料を納付することはできず、同年2月時点においても、時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間について、申立期間当時、A市で夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の妻の納付記録によると、平成9年12月にB市で申立期間の保険料を過年度納付したことが確認できることから、申立内容と合致しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 1 日から 37 年 12 月 31 日まで
昭和 62 年に申立期間の年金記録について照会したところ、脱退手当金が支払済みになっているとの回答をもらったが、私は脱退手当金の制度を知らなかったし、まして自分で請求手続など一切していないので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 38 年 3 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 46 年 2 月 28 日まで
社会保険事務所に年金の記録確認に行ったところ、A社に勤務していた期間について、脱退手当金として支給されていると説明を受けた。

しかし、自分は脱退手当金の請求をした記憶も無く、社会保険庁の記録にある脱退手当金の支給額は当時としては大金であり、そのような金額を受け取っていれば覚えていないはずはないので、申立期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者原票において、申立人と同日に被保険者資格を取得した者は男性も含めて 265 名存在するが、そのうちの 107 名の女性に脱退手当金が支給されていること意味する「脱」の表示が記されており、当該 107 名のうち 81 名が、被保険者資格を喪失した後、半年以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる。

また、この被保険者資格を喪失した後、半年以内に脱退手当金の支給決定がなされた 81 名のうち 45 名は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した前後の昭和 45 年から 48 年に資格を喪失しており、申立人についても資格喪失から約 3 か月後に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立人の被保険者原票には、「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から平成元年 8 月 1 日まで
私が A 社に営業職員として勤めていた昭和 61 年 10 月 1 日から平成元年 8 月 1 日までの厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額について、実際支給されていた報酬と一部の期間が相違している。同社では、月に 50 万円は受け取っていた。申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の管理部に在籍していた元社員は、当時の給料は、一部を固定給とし、その他の部分については営業成績による歩合給となっていて、社会保険料は固定給から控除していたと証言している。

また、A 社が加入していた B 基金は、申立期間を含む昭和 62 年 4 月(基金設立)から平成 2 年 1 月までの申立人の標準報酬月額の記録は、社会保険庁の記録と相違が無いと回答している。

さらに、申立人は申立期間当時の保険料控除に係る資料を所持しておらず、A 社は当時の関係資料(賃金台帳、源泉徴収簿等)を保存期間経過により既に廃棄しているため、申立てに係る事実について確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月から同年 11 月まで
② 昭和 31 年 12 月から 32 年 3 月まで
③ 昭和 33 年 4 月から 36 年 6 月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間①、②及び③について厚生年金保険に加入していた記録が無い旨の回答をもらった。A社には昭和 30 年 4 月から、B社には 31 年 12 月から、また、C社には 33 年 4 月から勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人が記憶していたA社及びC社の上司並びにB社に勤務していたとする同級生の氏名が、社会保険庁の記録から確認できることから、申立人はそれぞれ当該事業所に勤務していたと推認できる。

しかし、申立期間①及び③について、A社及びC社にそれぞれ照会したところ、「当時は作業主任又は工長と呼ばれる作業の親方が存在し、作業員を集める役割を担っていた。作業員は時給者又は日給者でD国民健康保険組合を通して健康保険に加入できたが厚生年金保険には加入させていなかった」、「申立人が在籍した記録は無く、保険料納付について調査不能」という旨の回答が両社からあった。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主から控除されていることを確認できる関連資料、周辺事情は無い。

また、申立期間②について、当該事業所は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和 32 年 11 月 1 日に新規適用しており、申立期間は適用

事業所ではないことが確認できる。

このほか、申立期間①、②及び③ともに、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 27 日から 38 年 1 月 1 日まで

昭和 34 年 3 月 27 日から 38 年 1 月 1 日まで A 病院に勤務していた期間について、照会申出書を提出したところ、平成 20 年 3 月 14 日付けの回答書が届き、当該期間は脱退手当金を受給しているため、年金額の計算には算入されないという回答を受けた。

しかし、私は、昭和 38 年 1 月 19 日から B 市に住んでおり、支給時には C 市にはいないので、社会保険事務所から脱退手当金の連絡を受けていないし、脱退手当金も受け取っていないので、上記の申立期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の支給に係る A 病院の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記入されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 38 年 5 月 31 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、社会保険事務所が保管する A 病院の厚生年金保険被保険者名簿における申立人の姓名の表記は申立人の正確な姓名と一字相違しているが、同名簿には他に申立人と同姓同名の者がいないことなどから、申立人本人に相違無いものと確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月 1 日から同年 12 月 18 日まで
亡夫は昭和 14 年から 60 年まで A 社 B 工場に勤務していた。ところが、社会保険庁の記録では、昭和 20 年 10 月 1 日から同年 12 月 18 日までの厚生年金保険被保険者期間が欠落している。当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同期入社であった元社員 5 名は、申立期間当時、工場は一時期閉鎖状況であったと説明しており、そのうち 1 名は、申立期間当時、当該事業所の従業員の多くが兵役から復員しておらず、生存者の確認も困難な状態であったことから、一時、全ての従業員を解雇し、連絡確認の可能な者から順次再雇用するという扱いがされており、この期間に任意で出勤している者についても給与は支払われていなかったとしている。

また、A 社 B 工場の同期会名簿から抽出した 18 名の被保険者記録は、全て昭和 20 年 10 月 1 日に被保険者資格を喪失しており、その後、当該事業所において、それぞれ異なった年月日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A 社本社が保管している工員入職簿によると申立人の当該事業所の入社年月日は昭和 20 年 12 月 18 日とされており、A 健康保険組合が保管している被保険者台帳用紙においても、申立人の健康保険被保険者資格取得日は昭和 20 年 12 月 8 日であることが確認できる（前後の被保険者の資格取得日との関連から 20 年 12 月 18 日の誤記であることが推認でき

る。)

加えて、申立人は申立期間の給与明細書等の資料を所持しておらず、A社B工場においても、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は保存期間の経過により既に廃棄されているため、給与からの厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。